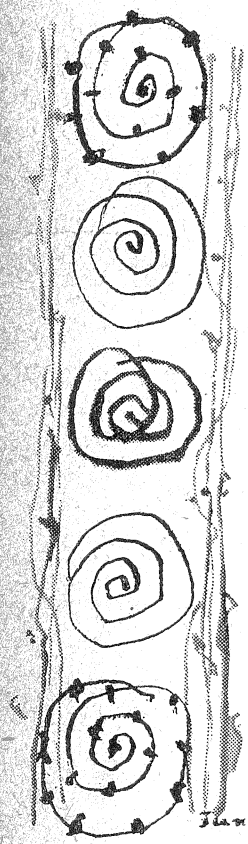


文部時報

第992号

昭和35年4月



現代教育の課題	海後 宗臣…2
新時代に 即応する 中等教育課程のあり方	安達 健二…10
新しい学習指導要領の理解のし方	
中学校国語科の学習指導	渋谷 宗光…14
社会科の内容と考え方	朝倉隆太郎…19 平田 嘉三
数学学習指導の方向	大野清四郎…25
新しい理科の内容と目標	関 利一郎…30
中学校音楽についての問題点	花村 大…35
新しい美術の領域	小池 喜雄…39
中学校保健体育科の指導要点	荷見秋次郎…43 山川岩之助
技術・家庭科の基本視点	鈴木 寿雄…47
中学校外国語のねらい	穴戸 良平…52

座談会

「諸外国の社会教育」……………	56
高橋 真照 河上 邦治 中田 正一	
植山 つる 林 剛	

予算試合	天城 勳…76
伊勢湾台風こぼればなし	菅野 誠…81
国語問題をどうとらえるか	白石 大二…86

〈あれこれ〉 近代産業と職業教育	A……………24
教育の進展と制度の再検討	T……………38
教育環境をどうするか	K……………42

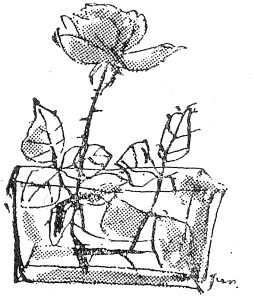
通信教育の改善……………	9
新刊紹介……………	55
文部省関係出版物リスト……………	51
文部省重要通達一覧……………	96

表紙 渡辺 忠 カット 正木 淳



絵をかく子どもたち

国語問題をどうとらえるか



白石大二

1 国語問題と国語政策

国語の問題は、国内的にも国際的にも、いろいろの問題をはらんでいる。それは、多くの場合、ただ単に国語の問題であるにとどまらないうち、国としての処置を要求されてくる。そこに、国語政策としてどうするべきか、国語政策はどうあるべきかということ、関係方面において、くりかえしくりかえし論議される。

あとにくりかえし説明するように国語政策は国語運動ではないのだが、ここにいろいろ

な考え方からの批判が生じがちなのである。

国語は自然の移り行きにまかせるべきだとの論からの国語政策への批判もあるが、国語政策はもっと推し進めるべきだとの批判もある。

たとえば、実業界方面では、カナ文字およびローマ字等の表音文字が、タイプライターの使用、さらに事務の高度の機械化と相まってかなり広く用いられ、事務能率をあげているといわれる。こういう点から、表音文字の使用について何らかの決定を要望する主張もある。

しかしながら、その使用範囲、方法等について、これに対しては、次のような問題点を掲げて、関係方面で、大いに調査審議するべきであるといわれる。

表音文字の表用面での使用の必要性は今後ますます増大するものと思われるにしても、それが国語に及ぼす影響およびそれによる国語を書き表わす方法の変化などについて、一段と考慮する必要があるのではないか。

表音文字の使用には、たとえば、同じ音で意味の異なることばの整理や、文字にたよらなければわからないことばのいいかえが必要となる。

次に、中国においては、現在漢字の字体の簡易化が行なわれている。それで、このさい漢字の簡易字体について日中兩國で共通にするように適当な処置をとるべきであるという論がある。

しかし、これについても、日中兩國の漢字の使い方からして、根本的に考えてみるべきではないかといわれる。

日中兩國は同じように漢字を使っているとはいえず、その使い方は異なっているのではないか。それは、熟字の用法(汽車と火車)にお

いて見られるのはもちろんのこと、字体(雲と云)においても見られるのではないか。

中国の現在の簡易字体の中には、わが国のものと自然に一致しているものもあり(党)、大同小異のものも若干は見られるが(庄と圧)簡易字体をすべて共通にすることはなかなかむずかしいのではないか。

さらに、この問題は文化の根底にふれる重要な問題であるので慎重に考えるべきだとの論がある。

また、さる昭和三十二年郵政省が設置法の改正に伴い、通信省と改名することが報道されてから、新聞紙上等に投書その他の形で反対の意見が現われた。その反対理由の一つとして、「通」の字が当用漢字表にないなどとし、または同別表(いわゆる教育漢字)になく、国語を平易にするのに逆行するものであるということがあげられた。

「通」の字は、当用漢字別表にはないが、当用漢字表にははいつている。ただ、国語審議会が昭和二十九年三月文部大臣に報告した「当用漢字表審議報告(いわゆる当用漢字補正資料)」には当用漢字表から削る字の中にはいつている。ただし、この報告は国語審議

会としても世間の批判を求めたもので、政府としては正式に取りあげるに至っていない。

なお、最近、アジア極東地域国際連合地図会議で、地名の書き方の国際的統一が議題となり、書き表わし方が問題になっている。

最近の世界的な文盲調査、読み書き(識字)能力調査も、国際的な国語の問題である。

2 国語政策の根本方針

国語国字の改善について、政府では今日まで当用漢字表・現代かなづかいを中心とする一連の政策を採用してきた。

国語問題解決の方法としては、明治以来大きく分けて二つの方法が主張されてきた。その一つは、①ゆくゆくは、漢字を全廃して、かなもしくはローマ字のような表音文字を採用するという考えである。もう一つは、②漢字を整理し、かなづかいを合理化していくという方法である。政府では、それらの論者の研究や主張を調査し、また国語審議会の審議等にもつき、現状に対して最も妥当と考えられるものとして第二の方法を中心とする方針を実施している。

国語国字の問題は、教育や学術・文化の発

展と密接に関係し、また国民一般の日常の社会生活とも深くつながっている。したがって、教育學問を盛んにし、日常の社会生活を能率化していくためには、できるだけ國語を整理していくことが必要である。ことにわが國の文字組織は複雑でむずかしいためいろいろ障害を生じていて、改善を図ることが必要とされている。しかし、その改善の方策は、あくまでも慎重に合理的に立てなければならぬ。すなわち、國語の自然の推移の方向を乱すことのないようにし、だれでも納得できるようにする必要があるものであることが必要である。

政府としては、こういう見地から、これまで國語政策の樹立に努力してきたのである。

前述のように、カナやローマ字などの表音文字で國語を書き表わそうとする主張は、明治時代からあり、一部の人々によって実行に移されてきた。戦後は実業界の事務の処理方法を能率化するために、高度に機械化をはかり、表音文字の使用が増している。これが、また、表音文字を実用文字として広く採用すべきだという主張にもなつて現われている。そういうこともあつてか、國語政策が表

音文字化と結びつけて考えられたりする。

しかし、政府のこれまでとってきた國語改善策は、いずれも、現実当面し早急に解決を要する國語國字の問題について処理してきただものである。したがって、これまでの改善策は、いずれも、現実には実行可能なものであることを目的としている。表音文字化を志向するというような特別な意図をもつて行なわれてきたものではない。

3 國語政策の現状

政府の施策は、今日まで、教育界はもちろぬのこと、報道出版関係その他実業関係方面において強い支持を受け、国民一般の間にもその趣旨が深く理解されるようになってきている。

今日の教育は、現在の國語政策をその根底としているのであり、また新聞方面でのめざましい改善も今日の國語政策に負うところが多いと考えられる。また、これによって學術用語の統一が行なわれて、官庁・実業界方面の事務能率の増進も、この漢字使用の整理とかなづかいの合理化に負うところが多い。

このように教育・學術の上でも、事務能率

の上でも、また社会の一般文化を高める上でも、相当の効果をあげていると考えられる。

なお、國語審議会では、これまでの國語政策についても、常に現状に照らして検討を加えている。

当用漢字表については、昭和二十九年三月、漢字部会の「当用漢字表審議報告」について、このたび、漢字部会から当用漢字表に対する再検討の結果が報告された。これは、漢字部会が、当用漢字表を中心として広く社会に日常使用される漢字について二か年間二六回にわたり、熱心に審議した結果であつて、将来当用漢字表の補正を決定するさいの基本的な資料となるものである。(中略)

この漢字部会の非常な努力によつて、当用漢字表が全体的に妥当なこともわかつた。この点についても同部会の労を多しといつていい。

現代かなづかいについては、昭和三十一年七月、文部大臣あてに「正書法について」を報告し、

日本語については、すべての語について

かな書きをする場合もあるから、それも決めておかなければならない。

正書法は、もともと語の一定した書き表わし方であるから、新しく考える際は、一貫した法則によることが望ましい。どうしても一貫できないものについては例外を認めざるをえない。(中略)

(前略)しかし、「現代かなづかい」を前提とすれば、この程度の判定を認めることによつて正書法の解決に一步近づくことができるであらう。

4 送りがないのつけ方について

戦後、政府は國語國字の改善を図るため、口常使用する漢字の数・音訓・字体を整理して、当用漢字表・同別表・同音訓表・同字体表・人名用漢字別表を告示した。また、かなづかいのむずかしさを少なくするために、これを現代語音にもとづいて整理して、現代かなづかいを告示した。官庁はもとより、一般社会でもこれを実施した結果、國語の書き表わし方は戦前にくらべて合理的になった。しかし、送りがないについては、戦後これまで、

はっきりした整理統一の方策がたてられず、各方面を通じて整理統一されることが要望されてきた。

そういう事情のもとに、國語審議会は、この問題について慎重に審議した結果、昭和三十三年十一月十八日文部大臣に「送りがないのつけ方」を建議した。

政府としては、当用漢字表・現代かなづかい等一連の國語政策の趣旨の徹底の線にそい、この建議に対して各省庁の意見を求め各方面の意見をも加えて技術的な修正を施し、その案を採択して実施することとなり、昭和三十四年七月十一日内閣告示第一号「送りがないのつけ方」、同訓令第一号「送りがないのつけ方」の実施について」として公布した。行政官庁としてはこれによることとなり、内閣法制局では、これによつて、「法令用語の送りがないのつけ方」を定めた。新聞方面でもこれによることとなり、同年九月四日日本新聞協会編集委員会での実施案を決定した。

教育方面についても、各方面の実施に照らして、ゆくゆくはその適正な処置がなされることになる。

今日、一般的にいって、送りがないは、なるべ

く多くの人に誤読・難読を起させないようにならなければならない。配慮等から、しだいに多く送る傾向にあつた。告示の「送りがないのつけ方」も、このだんだん多く送る社会の傾向にそつて、しかも現実的に各方面で実行しやすいように作られたものである。

比較的によく送ることによつて、誤読をさけ、読みやすくなつてきていることはもちろんであるが、書く面においても、活用語の活用語尾にあたる部分は送るといふ方針を一貫させているから、送る字数はふえても、かえつて書きやすくなつていく。

もつとも、現実的に各方面で実行しやすいといふことを考えて、多少のゆとりを認めている。これは言語・文字の問題においては、実行の上から慣用という事実を無視できないからである。

送りがないについては、できるだけ法的につけることは望ましいことであつて、告示もできるかぎりこの方針を貫いている。

しかし、書き表わし方のうえで、慣用が固定しているものがあるという事実を認めないわけにはいかないので、実行の面を考慮して、例外的な慣用を認めているものがある。これ

が、許容または例外として一見複雑のように思われるものである。これらは、いずれも、これまでに行なわれてきているもののうち著しい傾向のものを認めたものであつて、従来二様三様あつたものを整理したものである。したがつて、これによつて、とくに、従来の送りがなのつけ方よりも複雑になるとか、無用の負担を与えるとかいうものではない。教育方面では、これまでも多く送つてい

る。告示の「送りがなのつけ方」は、現実の傾向にそつて各方面の送りがなを整理し、そのよりどころを定めたものであつて、どの方面においても現実的に実行可能なものと思ふ。

なお、くりかえしいうように、政府としては、当用漢字表・現代かなづかい・新送りがなによつて、読むことも含めて国語を書き表わすための漢字とかなどの機能を合理的なものにすることを念願しているであつて、こんどの送りがなのつけ方によつて国字の表音文字化を意図するというようなものではない。

なお、「送りがなのつけ方」の実施については、各官庁、新聞方面において、告示の範囲

内で、それぞれ一定した方式を決めて実行している。その実施状況は、あとの資料に示すとおりである。

5 国語政策実施の態度

国語審議会建議・内閣告示の送りがなのつけ方をめぐつて、新送りがなから国語政策全般にわたつて、種々の批判が起こつてゐる。しかし、現在の国語政策は、以上のような手続きによつて制定されてきたものなのである。

国語改善策の審議にあつては、国語審議会では、関係方面の意見をも求め、慎重に調査研究している。また、国立国語研究所が設けられ、科学的な調査研究を行なつてゐる。改善策の実施にあつては世論の動向をじゅうぶんに考え、むりのないように努力してゐる。

政府としては、まず法令・公用文等を実施し、国語の書き表わし方が時代の進みに即応するよう努め、政府部内の用字用語を国語審議会の建議等にもついで合理化し妥当なものとするように努力してきてゐる。内閣告示・内閣訓令等は、行政機関に実施するため

の手續きである。

しかしながら、国語国字の問題は、国の行政部門だけの問題ではなく、国民一般に関する問題であるから、実践を通しての社会一般の協力がとくに必要である。このため、改善策の樹立および実施の経過等については「国語審議会報告書」や、国語改善と国語教育に関する施策を普及するため編集してゐる「国語シリーズ」等に解説を加えて公にし、またできるだけの機会をとらえて趣旨の普及につとめてゐる。

政府としては、今後さらに社会一般に、誤解されないよう趣旨の解説およびその改善策の普及徹底に努め、広く社会各般の協力を得て、国語改善の効果をあげるよう努力するべきことばもちろんのことである。

資料

国語審議会の建議、内閣告示、法令用語の送りがなのつけ方、日本新聞協会の「送りがなのつけ方」の方針・通則を、その異なつてゐるものを中心として示すと、次のとおりである。(調査局国語課長)

国語審議会建議

まえがき

- 1 この「送りがなのつけ方」は、当用漢字・現代かなづかいによる現代口語文で、漢字・かなを用いて語を書く場合の送りがなのよりどころを示したものである。
- 2 この「送りがなのつけ方」を定めるにあつては、方針として次の三項を考えた。
 - (1) 活用語およびこれを含む語は、その活用語の語尾を送る。
 - (2) なるべく誤読・難読のおそれのないようにする。
 - (3) 慣用の固定しているものはそれに従ふ。
- 3 この「送りがなのつけ方」の通則は、便宜上品調別に配列した。

【注意】

 - 1 この「送りがなのつけ方」にあつた例の中に、漢字を用いてあつても、かな書きにするほうが望ましいものもある。
 - 2 通則6・17・19のただし書きの「省いて」ともよびる有利の適用に送る場合には、それぞれの通則に従つて送りがなをつける。
 - 3 通則20の適用に送る場合には、通則19によつて送りがなをつける。
 - 4 通則20を適用する語は、例としてあげたものだけで尽くしてはいない。送らない慣用が固定しているかないかについては、なお検討を必要とする。

通則

6 動詞と動詞とが結びついた複合動詞は、前にもあとにも送りがなをつける。

内閣告示

まえがき

- 1 この「送りがなのつけ方」は、現代口語文を書く場合の送りがなのつけ方のよりどころを示したものである。
- 2 この「送りがなのつけ方」は、
 - (1) 活用語およびこれを含む語は、その活用語の語尾を送る。
 - (2) なるべく誤読・難読のおそれのないようにする。
 - (3) 慣用が固定していると認められるものは、それに従ふ。
- 3 この「送りがなのつけ方」の通則は、便宜上品調別に配列した。

なお、用例は、送りがなのつけ方を示したものであつて、その語を書くのに漢字を用いるかどうかを省くものではない。

【告示は、建議に対して、例外・許容をできるだけ整理する一方、全体的にゆとりを持たせてある。】

「次の語」は、例外規定の語で、それに限る意。

「次のような語」は、例示の語の意。

【例として掲げた語も、例示したもので、そのほかにもあることを示す。】

通則

6 動詞と動詞とが結びついた動詞は、それぞれの動詞の送りがなによつて送る。

法令用語の送りがなのつけ方

まえがき

(内閣法制局では、通則の許容については、態度を一定している。「でもよ」は、すべで、「する」とし、省くことのできるものは、できるだけ省くほうによることにしている。語例は、法令用語を掲げるように努めてゐる。)

日本新聞協会

方針

告示のまえがきに同じ。
以下16まで同前。
(新聞協会では、許容については、その態度を一定し、多く送るほうによつて適宜許容をよらないことにしている。)

通則

なし。
6 告示に同じ。

通則

なし。
6 告示に同じ。

(例) 移り変わる 思い出す 流れ込む 讀り渡す

「例」移り変わる 思い出す 流れ込む 讀り渡す
ただし、誤読・難読のおそれのないものは、かゝる中に示したように送りがないを省いてもよい。

「例」打ち切る (打ち止) 差し上げる (差上げ) (など)。

〔備考〕「呼びかける」「払いもどす」のようであとの動詞をかんで書く場合には、前の動詞の送りがなを省かない。

17 活用語から転じた感じの明らかなる名詞は、その活用語の送りがなをつける。

〔例〕動き 戦い 残り 苦しみ 遠く 近く

ただし、(1) 誤読・難読のおそれのないものは、かゝる中に示したように送りがないを省いてもよい。

〔例〕現われ (現れ) 行ない (行い) 断わり (断り) 聞こえ (聞え) 向かい (向い) 起こり (起り) 終わり (終り) (代わり) (代り)

19 活用語を含む複合名詞は、その活用語の送りがなをつける。

〔例〕心構え 日延べ 物知り 山登り 教え子 考え方 続き物 包み紙 大受け 長生き 早起き 歩み寄り 見送り 読み書き

ただし、誤読・難読のおそれのないものは、かゝる中に示したように送りがないを省いてもよい。

〔例〕網引き (網引) 帯止め (帯止) 気

17 活用語から転じた感じの明らかなる名詞は、その活用語の送りがなをつける。

〔例〕動き 戦い 残り 苦しみ 近く 遠く

ただし、(1) 誤読・難読のおそれのないものは、かゝる中に示したように送りがないを省いてもよい。

〔例〕現われ (現れ) 行ない (行い) 断わり (断り) 聞こえ (聞え) 向かい (向い) 起こり (起り) 終わり (終り) (代わり) (代り)

(2) 慣用が固定していると思われる次の語は、送りがなをつけないでよい。

卸組 恋志 次富 恥 話 光 舞 巻 履

19 活用語を含む複合名詞は、その活用語の送りがなによつて送る。

〔例〕心構え 日延べ 物知り 山登り 教え子 考え方 続き物 包み紙 大受け 長生き 早起き 歩み寄り 見送り 読み書き

ただし、誤読・難読のおそれのないものは、かゝる中に示したように送りがないを省いてもよい。

〔例〕帯止め (帯止) 気持ち (気持) 網

17 活用語から転じた感じの明らかなる名詞は、その活用語の送りがなをつける。

〔例〕余り 誤り 伺い 戻い 動き 訴え 定め 責め 残り

ただし、(1) 誤読・難読のおそれのない語については、次の例に示すように送りがなを省く。

〔例〕現れ 行い 向い 起り 終り 代り 止り

(2) 次の語に限つて、送りがなをつけない。

卸組 恋志 次富 恥 話 光 舞 巻 履

19 活用語を含む複合名詞は、その活用語の送りがなによつて送る。

〔例〕預け金 頭割り 編み方 行き先 一枚刷り 送り状 格付け 貸借り 度盛り 中継ぎ 荷積み 日延べ 不渡り 干し魚 骨組み 前貸し 間借り 見込み 見舞い 横書き 利上げ 持ち株

ただし、誤読・難読のおそれのない語については、次の例に示すように送りがなを省く。

〔例〕読み書き

17 活用語から転じた感じの明らかなる名詞は、その活用語の送りがなをつける。

〔例〕動き 戦い 残り 苦しみ 近く 遠く

ただし、慣用が固定していると思われる次の語は、送りがなをつけないでよい。

卸組 恋志 次富 恥 話 光 舞 巻 履

19 活用語を含む複合名詞は、その活用語の送りがなによつて送る。

〔例〕心構え 日延べ 物知り 山登り 教え子 考え方 続き物 包み紙 大受け 長生き 早起き 歩み寄り 見送り 読み書き

〔備考〕「置きみやげ」「払いもどす」のようであとの部分をかんで書く場合には、前の動詞の送りがなを省かない。

(3) 送りがなのつけ方別表として「内閣告示の通則19のただし書きによつて、かゝる中の送りがなを省いてもよい。こゝとして決めた「明け渡し期日」以下「割(り)戻し金」の七十八例を示す。

〔例〕読み書き

引き (網引) 封切り (封切) 金詰まり (金詰り) 心当たり (心当り) 身代わり (身代り) 大向こう (大向) 編み物 (編物) 受け身 (受身) 掛け図 (掛図) 死に時 (死時) 合わせ鏡 (合せ鏡) 打ち切り (打ち切り) 売りに出し (売出し) 取り締まり (取締り) 果し合ひ (果し合) 向かい合わせ (向合せ) (など)。

〔備考〕「置きみやげ」「払いもどす」のようであとの部分をかんで書く場合には、前の動詞の送りがなを省かない。

慣用が固定していると思われる次のような語は、原則として送りがなをつけない。

〔例〕献立 座敷 頭取 手当 頭取 仲買 場合 番付 日付 歩合 物語 役割 屋敷 夕立 両替 : 割 (2割) (割)

植木 織物 係員 切手 切符 消印 立

請負 受付 受取 書留 組合 踏切 振替 割合 割引

貸入金 繰越金 積立金 取扱所 取次店 取引所 乗換駅 乗組員 引受人 待合室 見積書 申込書 浮世絵 小売商 代金引換

〔注意〕動詞と動詞とが結びついた動詞については、特に短く書き表わす必要のある場合「打ち切る」「繰り返す」「差し上げる」のように、かゝる中の送りがなを省いてもよい。(以下同し)。

〔例〕読み書き

〔備考〕「置きみやげ」「払いもどす」のようであとの部分をかんで書く場合には、前の動詞の送りがなを省かない。

慣用が固定していると思われる次の例に示すような語については、送りがなをつけない。

〔例〕請負 埋立地 売出発行 受取 折返額 織物 御売 卸問屋 買上品 係員 書留 貸方 貸出票 貸付金 貸間 (など)。

〔注意〕複合名詞にあらに名詞が加わった語は、誤読・難読のおそれがあるもののはか、慣用が固定しているものと認められるものに該当するものと考えられる。

〔注意〕表に記入したり記号的に用いたりする場合には、「暗れ」「曇り」「間(き)」「答(こ)終わり」「生(ま)れ」「押(す)」のようにかゝる中の送りがなを省いてもよい。

読み書き

〔備考〕「置きみやげ」「払いもどす」のようであとの部分をかんで書く場合には、前の動詞の送りがなを省かない。

慣用が固定していると思われる次の例に示すような語については、送りがなをつけない。

〔例〕請負 埋立地 売出発行 受取 折返額 織物 御売 卸問屋 買上品 係員 書留 貸方 貸出票 貸付金 貸間 (など)。

〔注意〕複合名詞にあらに名詞が加わった語は、誤読・難読のおそれがあるもののはか、慣用が固定しているものと認められるものに該当するものと考えられる。

〔注意〕表に記入したり記号的に用いたりする場合には、「暗れ」「曇り」「間(き)」「答(こ)終わり」「生(ま)れ」「押(す)」のようにかゝる中の送りがなを省いてもよい。

〔注意〕表に記入したり記号的に用いたりする場合には、「暗れ」「曇り」「間(き)」「答(こ)終わり」「生(ま)れ」「押(す)」のようにかゝる中の送りがなを省いてもよい。

〔注意〕表に記入したり記号的に用いたりする場合には、「暗れ」「曇り」「間(き)」「答(こ)終わり」「生(ま)れ」「押(す)」のようにかゝる中の送りがなを省いてもよい。

〔注意〕表に記入したり記号的に用いたりする場合には、「暗れ」「曇り」「間(き)」「答(こ)終わり」「生(ま)れ」「押(す)」のようにかゝる中の送りがなを省いてもよい。

〔注意〕表に記入したり記号的に用いたりする場合には、「暗れ」「曇り」「間(き)」「答(こ)終わり」「生(ま)れ」「押(す)」のようにかゝる中の送りがなを省いてもよい。

〔注意〕表に記入したり記号的に用いたりする場合には、「暗れ」「曇り」「間(き)」「答(こ)終わり」「生(ま)れ」「押(す)」のようにかゝる中の送りがなを省いてもよい。

〔注意〕表に記入したり記号的に用いたりする場合には、「暗れ」「曇り」「間(き)」「答(こ)終わり」「生(ま)れ」「押(す)」のようにかゝる中の送りがなを省いてもよい。